

一般財団法人日本語教育振興協会 平成30年度事業報告

1 日本語教育推進議員連盟への対応

- ① 平成30年度日本語学校教育研究大会（8月7日開催）において、日本語教育推進議員連盟事務局長・元文部科学大臣の馳浩衆議院議員を講師にお迎えして、「日本語教育推進基本法（仮称）と日本語教育機関」というテーマで基調講演をいただき、その後、参加者との質疑応答を行ったことにより、日本語教育関係者の理解の促進に寄与した。

なお、この基調講演の概要を協会ニュースNo. 144に掲載して広く周知した。

- ② 第18回日本語教育機関トップセミナー（1月31日～2月1日開催）における協議及び意見交換を踏まえ、トップセミナー実行委員会が取りまとめた提言を、2月27日に丸山茂樹実行委員長及び佐藤理事長から日本語教育推進議員連盟事務局長の馳浩衆議院議員に手渡し、「日本語教育の推進に関する法律案」の早期成立と国による第三者評価制度の創設について要望した。

2 日本語教育機関の質保証のための評価

(1) 日本語教育機関のための教育活動評価の実施

- ① 申請のあった27機関について書類審査及び実地審査を行った上、教育活動評価委員会において審議した結果、26機関が日本語教育機関教育活動評価基準に適合するものとして承認された。平成30年度中には、このうち16機関を認定した。これにより、平成30年度末の教育活動評価認定機関の総数は20機関となった。

当協会のホームページに認定機関を掲載し、公表した。

(2) 日本語教育機関のための第三者評価の実施

- ① 第三者評価事業については、これまで維持会員校のみを対象にしていたが、6月の第77回理事会において「日本語教育機関第三者評価の目的・基本方針等の改定について」が審議され、評価の対象範囲を見直して維持会員でない告示校（留学生受入れ3年以上の実績のある日本語教育機関）でも維持会員になっていただくために受審できることとし、非維持会員の評価料についても新たに設定した。

これを受け、6月の第三者評価委員会で「日本語教育機関第三者評価実施要項（平成30年度版）」が策定されたことから、同月「平成30年度日本語教育機関のための第三者評価受審の御案内について」を発出した。

- ② 平成30年度においては、更新申請のあった3機関について第三者評価の審査を行った。

(3) 審査・認定事業の実施

各日本語教育機関からの申請により、日本語教育機関の審査・認定事業を実施した。

① 新規認定審査機関

| | | | |
|-------|-----|-----|--------|
| 認定機関 | 0 校 | (累計 | 902 校) |
| 不認定機関 | 0 校 | (累計 | 274 校) |

② 変更認定審査機関

| | | |
|---------|-----|--------------|
| 設置者の変更 | 0 校 | (累計 264 校) |
| 位置の変更 | 0 校 | (累計 396 校) |
| 収容定員の変更 | 5 校 | (累計 1,289 校) |

(注) 1機関で複数の変更がある場合は、それぞれの事項に計上した。

③ 更新認定審査機関

| | | |
|-------|-----|--------------|
| 認定機関 | 1 校 | (累計 1,788 校) |
| 不認定機関 | 0 校 | (累計 22 校) |

④ その他

| | | |
|--------|------|------------|
| 廃校機関 | 1 校 | (累計 346 校) |
| 認定取消機関 | 0 校 | (累計 21 校) |
| 非更新機関 | 25 校 | (累計 262 校) |

(注) 平成31年3月31日現在の認定機関数 (廃校等機関を除く) 258 校

平成31年3月31日現在の認定定員数 (") 75,438 人

3 日本語教育機関への留学生等の適正な受入れの促進

(1) 海外の教育行政当局、駐日大使館等との協議・意見交換

平成30年度は、留学生交流や認証システムについて中国及びベトナムの関係者と佐藤理事長が協議・意見交換を行った。

(2) 中国の大学入学統一試験等の認証システムの運用

当協会と中国教育部学位及び大学院生教育発展センター (CDGDC) (以下「教育部学位センター」という。) との間で実施されていた中国の大学入学統一試験等の認証システムについて、平成30年1月時点で12種類の認証書が発行されていたが、7月1日から中国政府の申請方法の変更により、3種類の学位 (学士, 修士, 博士) の認証を無料で提供することとなり、中国語版の電子認証のみの取扱いとなったことにより、利用の登録を停止した。

特定非営利活動法人 J A F S A (国際教育交流協議会) 加盟の大学も10大学31学部・大学院で利用していたが、登録を停止した。

廃止された認証項目について、中国教育部全国高等学校学生信息咨询与就业指导中心 (CHSI) と引続き協議を行った。

(3) ベトナムの高等学校卒業統一試験等の認証システムの運用

当協会とベトナム教育訓練省国際教育開発局国際教育コンサルタンシーセンターとの間で実施されているベトナムの高等学校卒業統一試験等の認証システムについて、登録日本語教育機関は毎年更新することになっており、平成31年3月31日現在の認証システムの登録機関は150校である。

(4) 日本語能力試験（海外受験者分）早期成績照会制度の実施

日振協では、平成31年4月に入学する学生の日本語能力試験（平成30年12月実施の海外受験者分）の早期成績照会を希望した日本語教育機関に対し、10か国・地域104人分の成績を平成31年1月22日に通知した。その後、日本語教育機関は試験成績を確認後日振協に送付し、日振協は最終的に提出された9か国・地域89人分の成績を平成31年1月24日に法務省を通じて地方入国管理局に提示した。

(5) 日本語教育機関中国人留学生合同オリエンテーションの開催

日振協では、中華人民共和国駐日本国大使館と共催で、中国人学生の入学後の学習や生活をより安定したものにするために「中国人留学生合同オリエンテーション」を開催している。

平成30年度は、平成30年5月23日に、東京地区及び関東甲信越地区を対象に国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）において、中華人民共和国駐日本国大使館と共催で開催した。

オリエンテーションは、主に次のような内容で実施し、中国語・英語・ベトナム語・韓国語・ネパール語の5か国の翻訳が付いたパンフレット「安全な留學生活のために」を配布するなど原則として中国語で挨拶・説明等が行われ、計5校から65人が参加した。

- 主催者挨拶 ○来賓挨拶 ○日本語教育機関の概況について ○留學生活における注意点
- 日本の法令について ○日本語教育機関卒業生の体験報告

（開催状況の詳細は、別紙(P10)参照）

(6) 日本語教育機関ベトナム人留学生合同オリエンテーションの開催

日振協では、ベトナム人留学生の最近の急増状況に対応して「ベトナム人留学生合同オリエンテーション」を開催している。

平成30年度は、平成30年4月に①東京地区及び関東甲信越地区（開催地：東京都港区）、及び5月に②東海・北陸地区（開催地：名古屋市）の2会場で駐日ベトナム社会主義共和国大使館と共催で開催した。

オリエンテーションは、主に次のような内容で実施し、ベトナム語・英語・中国語・韓国語・ネパール語の5か国の翻訳が付いたパンフレット「安全な留學生活のために」を配布するなど原則としてベトナム語で挨拶・説明等が行われ、計21校から637人が参加した。

- 主催者挨拶 ○日本語教育機関の概況について ○留學生活における注意点 ○日本の法令について
- 日本語教育機関卒業生の体験報告 ○ベトナム語による各種資料の配布

（開催状況の詳細は、別紙(P10)参照）

(7) 学生の適正な受入れの促進

① 学生の適正な受入れの問題については、昨年度に引き続き、維持会員協議会、事務統括職員研修会及びトップセミナー等各種協議会や研修、講習会等を通じて取り上げ、積極的に協議した。

なお、法務省の調査によると、平成31年1月現在、留學生の不法残留者数は4,708人で昨年比608人(15%)増となっている。また、警察庁の調査によると、平成30年中の留學生の刑法犯検挙者数は1,248人で昨年比155人(11%)減となっている。

(主な取組は、別紙(P11)参照)

- ② 在留資格認定証明書申請・交付状況の調査・分析を行い、情報を提供した。
- ③ 平成30年10月期生の在留資格認定証明書の交付結果を踏まえ、今後のより適切な申請等に資するため、宮武聡・東京入国管理局留学審査部門統括審査官を講師に迎え、東京地区及び関東甲信越地区の日本語教育機関を対象として、平成30年9月28日、国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）において、平成30年10月期生の在留資格認定証明書交付等に関する説明会を開催した(122校、146人が参加)。
- ④ 1月17日に開催した九州・沖縄地区維持会員協議会において、小杉清子・福岡入国管理局入国・在留審査部門統括審査官をお招きし、当協会の佐藤理事長、高山専務理事が出席して、管内の日本語教育機関を巡る情勢及び新たな外国人材の受入れに係る入管法の改正等について協議・情報交換を行った。

4 日本語教育機関及び日本語教育に関する情報の提供及び資料の刊行

(1) 日本語教育に関する情報提供

日本語教育に関する情報・資料を収集し、必要に応じて、インターネット等により情報提供した。

(2) 日本語教育機関情報の提供

日振協のホームページ (<https://www.nisshinkyo.org/>) に、日本語教育機関の日本語版・英語版・中国語版(繁体字・簡体字)・韓国語版の情報を掲載し情報提供の充実を図った。

また、日振協のパンフレット(日本語・英語)を作成し、維持会員・準会員・賛助会員をはじめ関係機関・団体に送付するとともに、日振協のホームページにも掲載して広報の強化に努めた。

(3) 協会ニュースの発行

日本語教育機関の水準向上を図るために必要な情報・資料を取りまとめて『日本語教育振興協会ニュース』を次のとおり発行し、日本語教育機関等に配布した。

No.142 (平成30年 4月30日)

No.143 (平成30年 7月31日)

No.144 (平成30年10月31日)

No.145 (平成31年 1月31日)

この協会ニュースの発行は本年度限りで廃止することになり、来年度からはメール送信によりニュースを提供する予定である。

5 日本語教育機関に関する調査・研究・開発

(1) 日本語教育機関の実態調査

日本語教育機関の実態を把握するため、各機関の実態調査(平成30年7月1日現在)を行い、調査結果を「平成30年度日本語教育機関実態調査結果報告」として取りまとめ、日本語教育機関等に配布した。

(2) 犯罪・資格外活動・所在不明等の情報の収集・提供

各日本語教育機関から、犯罪、資格外活動、所在不明、在籍数について毎月定期報告を求め、集計・分析し、情報提供を行った。当協会の定期調査報告によれば、平成30年中の日本語教育機関の学生の犯罪等の状況は、刑法犯は8人（うち、ベトナム人7人：88%）で昨年比9人(53%)減となっており、所在不明者は56人（うち、ベトナム人29人：52%）で昨年比15人(21%)減となっている。

(3) 日本語教育機関への指導・助言

日本語教育機関の教育内容及び生活指導・進路指導の向上に資するため、日本語教育機関に対して指導・助言を行った。

6 日本語教育機関の水準向上のための研究会・研修会の開催

日本語教育機関の質の維持向上等を図るため、文化庁委託の教員研修カリキュラム等開発事業を実施するとともに、教職員に対する研究会・研修会を開催した。

（開催状況の詳細は、別紙(P11)参照）

(1) 文化庁委託「平成30年度日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業」の実施

文化庁の平成30年度日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業に関して、日本語教師【初任】（活動分野：留学生）に対する研修と日本語教育コーディネーター（主任教員）に対する研修の二つの事業を申請し、両事業とも採択され実施した。

① 日本語教師【初任】（活動分野：留学生）に対する研修

文化審議会国語分科会の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」に示された日本語教師【初任】（活動分野：留学生）に対する研修を開発するため、「留学生対象の日本語教師初任者研修カリキュラム開発事業」という事業名称で、2年計画の1年目の事業を申請し、採択された。委託契約金額は3,233千円であった。平成30年度は、研修カリキュラムの検討、オンライン映像講義の制作、試行研修の実施（東京地域、大阪・神戸地域、岡山地域で合計21人が参加）などに取り組んだ。

② 日本語教育コーディネーター（主任教員）に対する研修

文化審議会国語分科会の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」に示された日本語教育コーディネーター（主任教員）に対する研修を開発するため、2年計画の1年目の事業を申請し、採択された。委託契約金額は2,099千円であった。平成30年度は、日振協が従来実施してきた主任教員研修の教育内容が前記の報告に適合しているかどうか検証し、2019年度の文化庁委託研修の実施に向けて、教育課程及び教材開発の検討並びに事業全体の評価指針について、関係委員会において検討した。

(2) 日本語学校教育研究大会

〔対象：日本語教育機関に勤務する教職員、その他関心のある者〕

大会においては、馳浩日本語議連事務局長が「日本語教育推進基本法（仮称）と日本語教育機関」というテーマで基調講演を行った。

○ 開催日 平成30年8月7日～8日

○ 会場 国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）

○ 参加者数 日本語教育機関：382人（106校） 一般：126人 計508人

また、8月6日に大会プレセッションとして「日本留学AWARDS 日本語教師のための進学説明会2018」を開催（約130人参加）、8月9日に大会ポストセッションとして、「日本語教育e-learning 展示会」及び「日本語教育教材展示会」を開催（約200人参加）した。

(3) 日本語教育機関事務統括職員研修会（東・西2か所開催）

〔対象：日本語教育機関事務局の事務を統括する職員〕

- 開催日 東地区 平成30年12月4日
西地区 平成30年12月20日
- 会場 東地区：国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）
西地区：新大阪丸ビル新館（大阪市）
- 参加者数 東地区 58人（50校）
西地区 55人（44校）

(4) 主任教員研修

〔対象：日本語教育機関の主任教員〕

- 開催日 平成30年6月13日～15日（2泊3日の宿泊研修）
- 会場 国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）
- 参加者数 受講者：38人（35校） 修了者：35人（32校）

7 日本語教育機関と大学、専門学校、企業、地方公共団体、関係機関等との連携協力の推進

(1) 大学、専門学校等関係者と留学生の受入れ、生活指導、日本語教育等について協議

- ① 東京都の留学生の違法活動防止のための連絡協議会（拡大会議）が2回（第32回及び第33回）東京都庁会議室で開催され、日振協職員が出席した。
 - ・第32回（平成30年5月29日 都庁第一本庁舎25階一般会議室114）
協議事項 平成30年度留学生の違法活動防止対策事業計画（案）について
報告事項 各機関における平成30年度の事業計画について
 - ・第33回（平成31年2月19日 都庁第一本庁舎25階一般会議室114）
協議事項 平成30年度の取組状況について
報告事項 平成31年度事業計画（案）について
- ② 東京都の平成30年度留学生に対する生活指導等講習会が、平成30年6月29日、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて開催され、日振協からは中村事務局参事が出席した。この講習会には、都内の大学、専修学校、各種学校及び日本語教育機関の教員等334名が参加した。日振協からは、中村事務局参事が日振協の紹介及び日本語教育機関における留学生の適正な受入れと在籍管理の状況等、違法活動防止のための取組について説明した。

(2) JAFSAとの連携の充実

日振協とJAFSAとの連携の下に、中国の大学入学統一試験等の認証システムの利用についてJAFSA加盟の10大学が登録していたが、中国側の申請方法の変更により、学位の電子認証

を無料で提供できることになったため、登録の必要はなくなった。そのため、本件については、JAFSAと今後連携しないことを確認した。

(3) 東京都専修学校各種学校協会（東専各）との連携の充実

5月に東専各が主催した日本語教育機関・専門学校情報交換会について、当協会が後援した。この情報交換会には、日本語教育機関が69機関、専門学校が51校参加した。

(4) 日本私立大学協会との連携

6月に日本私立大学協会と日振協が共催して「2018 ベトナム人留学生のための私立大学留学フェア」を開催した。

8 留学生の修学、生活指導及び福利厚生についての支援

(1) 生活指導担当者研修の開催

〔対象：日本語教育機関及び大学等教育機関の生活指導担当者〕

【福岡開催】昨年度から地方開催を実施している。

- 開催日 平成30年9月25日
- 会場 リファレンス大博多ビル（福岡市）
- 参加者数 受講者：48人（32校） 修了者：34人（25校）

【東京開催】

- 開催日 平成31年2月18日～19日
- 会場 国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）
- 参加者数 受講者：55人（48校） 修了者：54人（47校）
その他特別講演のみ聴講者：26人（20校）

（開催状況の詳細は、別紙(P13)参照）

(2) 日本語学校学生災害補償制度の運用

日本語教育機関に受け入れる留学生の学習支援の環境整備を図るため、日本語学校学生災害補償制度を、東京海上日動火災保険株式会社を引受保険会社として運用を行った。

平成30年度の加入申込総数は、54校9,660人である。

9 日本語の教育を受ける外国人の入国在留に関する助言

(1) 入国管理局、警察等との情報交換

日本語教育機関の留学生の犯罪、不法就労、不法滞在等の防止に向けて、入国管理局、警察等の情報を把握して取組を行っている。

法務省の調査によると、平成31年1月現在、留学生の不法残留者数は4,708人（前年比608人、14.8%増）であり、平成16年1月の16,183人（就学生9,511人、留学生6,672人）に対し71%の減少となっている。

一方、日振協による平成30年定期調査報告によれば、日本語教育機関の学生の犯罪等の状況について、刑法犯は8人（うち、ベトナム人7人：88%）、所在不明は全体で56人（うち、ベトナム人29人：

52%)となっており、毎年人数は減少している。

(2) 申請取次者講習会の開催

〔対象：主として東日本地区日本語教育機関教職員〕

- 開催日 平成31年1月11日
- 会場 国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）
- 参加者数 受講者：99人（62校） 修了者：99人（62校）

〔対象：主として西日本地区日本語教育機関教職員〕

- 開催日 平成31年1月18日
- 会場 大阪YMCA国際文化センター（大阪市）
- 参加者数 受講者：48人（34校） 修了者：47人（33校）

（開催状況の詳細は、別紙(P14)参照）

10 維持会員活動に対する支援

(1) 維持会員協議会の開催

維持会員間の情報交換、連絡等を行うため、維持会員協議会を次のとおり開催し、160人（開催時の維持会員校及び準会員校255校のうち153校）が参加した。

- 東日本地区：平成30年7月10日 国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）
参加者：96人（91校）
- 西日本地区：平成30年7月13日 新大阪丸ビル別館（大阪市）
参加者：64人（62校）

(2) 日本語教育機関の各種学校化

平成30年度も引き続き、日本語教育機関の各種学校化について関心のある都道府県知事に対し、当協会と関係日本語教育機関が協力してその推進に努めた。

(3) 日本語教師求人情報の提供

維持会員校における日本語教師の採用・確保を支援するため、平成28年9月から当協会ホームページに日本語教師求人情報ページを設け、維持会員校からの依頼に応じて日本語教師の求人情報を提供している。

(4) 日振協ビジネス日本語準拠プログラム登録の実施

当事業が開始より3年を経過することから、日振協ビジネス日本語準拠プログラム登録機関に対し、当事業の評価等についてアンケート調査を実施した（アンケート対象5機関）。

(4) 日振協日本語教師採用合同フェアの開催

維持会員校における日本語教師の採用を支援するため、平成30年12月15日に第3回日振協日本語教師採用合同フェアをAP西新宿（東京都新宿区）で開催した。

第1部では、パネルディスカッション「採用一年目はどうだった？そしてその後は？」を行った。

また、第2部では、ブース出展校19校が各学校の概要・特色等を説明し、その後各ブースにて個別相談を行った。

参加者数は120人でした。

(5) 日本語教育機関トップセミナーの開催

〔対象：日本語教育機関の経営責任者〕

本セミナーにおいて、『「新たな外国人」受入れに日本語教育機関が果たすべき役割とは—将来の日本を支える日本語教育—』というテーマの下、「日本語教育の推進に関する法律案」や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等について全国の日本語教育機関の代表者が協議を行い、後日、実行委員会（委員長：丸山茂樹氏）が提言をとりまとめた。

実行委員会委員長等は、その提言を日本語教育推進議員連盟、関係省庁・団体等の関係者に説明して手渡した。

- 開催日 平成31年1月31日～2月1日
- 会場 国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）
- 参加者数 107人（101校）

（開催状況の詳細は、別紙(P14)参照）

11 その他目的を達成するために必要な事業

(1) 維持会員及び新設の準会員の確保

30年度末現在の維持会員は244機関、準会員は9機関である。また、3月の評議員会で、準会員の入会時一時金の取扱いについて維持会員等に関する規程の改正を提案し、承認された。

(2) 賛助会員の確保

30年度末現在の賛助会員は、団体会員：21社・団体、個人会員：6人である。

平成 30 年度事業報告の附属明細書

3 日本語教育機関への留学生等の適正な受入れの促進 関係

(5) 日本語教育機関中国人留学生合同オリエンテーションの開催 関係

1 東京地区及び関東甲信越地区

- 主 催 (一財)日本語教育振興協会
中華人民共和国駐日本国大使館
- 日 時 平成 30 年 5 月 23 日 (水) 14:00~16:30
- 会 場 国立オリンピック記念青少年総合センター
カルチャー棟 小ホール (東京都渋谷区)
- 対 象 東京地区・関東甲信越地区所在日本語教育機関の中国人留学生
- 挨拶・説明 (一財)日本語教育振興協会 理事長 佐藤 次郎
〃 専務理事 高山 泰
〃 評議員 江副 隆秀
中華人民共和国駐日本国大使館 領事部二等書記官 梁 哲 明
〃 教育処二等書記官 喬 穎
〃 領事部アタッシェ 孫 辰 茜
- 来賓挨拶 東京入国管理局 留学審査部門首席審査官 柴田由賀里
- 参加状況 5 校 65 人

(6) 日本語教育機関ベトナム人留学生合同オリエンテーションの開催 関係

- 主 催 (一財)日本語教育振興協会
駐日ベトナム社会主義共和国大使館
- 協 力 公益社団法人ベトナム協会
在日ベトナム学生青年協会 (VYSA)
学校法人メイ・ウシヤマ学園ハリウッド大学院大学
株式会社学生情報センター
- 1 東京地区及び関東甲信越地区
- 日 時 平成 30 年 4 月 25 日 (水)
午前の部 10:00~13:00
午後の部 14:00~17:00
- 会 場 メイ・ウシヤマ学園ハリウッドビューティプラザ 5 F
ハリウッドホール (東京都港区)
- 対 象 東京地区・関東甲信越地区所在日本語教育機関のベトナム人留学生
- 挨拶・説明 (一財)日本語教育振興協会 理事長 佐藤 次郎
〃 専務理事 高山 泰
〃 評議員 村上 誠
駐日ベトナム社会主義共和国大使館 一等書記官 ファム クアン フン
- 参加状況 18 校 544 人
- 2 東海・北陸地区
- 日 時 平成 30 年 5 月 31 日 (木) 14:00~16:30

構築へ」とした。

大会の第1日目は、

- ①基調講演「日本語教育推進基本法（仮称）と日本語教育機関」〔講師：馳 浩（日本語教育推進議員連盟事務局長）〕、
- ②ポスター発表6件の成果発表、
- ③パネルセッション「『日本語教育人材の養成・研修の在り方』を知って、現場に活かす」〔パネリスト：加藤早苗（インターカルト日本語学校代表）、神吉宇一（武蔵野大学大学院准教授）、増田麻美子（文化庁文化庁国語課日本語教育専門職）、辻和子（ヒューマンアカデミー日本語学校東京校校長）、モデレーター：山本弘子（カイ日本語スクール代表）〕、
- ④日本留学 AWARDS 授賞式

を行った。

大会の第2日目は、⑤分科会5件、⑥自由研究発表5件、計10件の成果発表を行った。

研究協議の内容は、「平成30年度日本語学校教育研究大会予稿集」として取りまとめ、関係機関に配布した。また、上記①③④の概要については、『日本語教育振興協会ニュース』No.144に掲載した。

この大会は、委員16名の専門委員会（井上品義委員長：（公財）京都日本語教育センター京都日本語学校副校長）によって企画、運営された。

(2) 日本語教育機関事務統括職員研修会 関係

日本語教育機関の「事務局の事務を統括する職員」（事務統括職員）を対象に、事務統括職員として果たすべき役割等について情報の共有を図るとともに、当面の諸問題について協議するため、日本語教育機関事務統括職員研修会を東日本地区（東京）と西日本地区（大阪）で開催した。

本年度の研修会では、①文化庁「文化庁における日本語教育施策—地域日本語教育の総合的な体制づくり—」、②警視庁（東日本地区のみ）「留学生を取り巻く犯罪の現状」、③大阪府警察（西日本地区のみ）「留学生を取り巻く犯罪の現状について」、④東京都（東日本地区のみ）「日本語教育機関における結核対策」、⑤大阪府（西日本地区のみ）「外国人結核の現状と患者発見時の対応について」の説明が行われた後、事前の質問事項及び当日の質問について各講師及び当協会から説明があった。

このほか、当協会からの報告として、①「外国人材の受入れ及び日本語教育における日本語学校の位置付けと今後」（丸山茂樹理事から説明）、②「資格外活動及び外国人材受入れをめぐる当面の諸問題について」（高山専務理事から説明）があり、また、日本語教育機関からの報告として、「日本語教育機関の危機管理及び留学生のメンタルヘルスケアについて」というテーマで、学校内で行っている様々な危機管理及び留学生へのメンタルヘルスケアで特に注意している点等について、東西併せて8校から報告・発表していただいた。

〈東日本地区〉

- ①新宿日本語学校
- ②メロス言語学院
- ③吉祥寺外国語学校
- ④中央情報専門学校

〈西日本地区〉

- ①ヒューマンアカデミー日本語学校大阪校
- ②和歌山 YMCA 国際福祉専門学校日本語科
- ③名古屋国際日本語学校
- ④JCL 外国語学院

これら8校の報告概要については、『日振協ニュース（電子版）令和元年5月号』で、各日本語教育機関に情報配信した。

(3) 主任教員研修 関係

日本語教育機関の主任教員の資質・能力の向上を図るため、第16回目となる平成30年度主任教員研修を2泊3日の宿泊研修方式により実施した。

研修における講義等の題目・講師は、次のとおりであった。

- ① 講話「日本語学校の現在・過去・未来」(佐藤理事長)，
- ② 講義「文化庁における日本語教育施策の動きー「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」にみる主任教員の資質・能力ー」(増田麻美子：文化庁文化語課日本語教育専門職)，
- ③ セッション(1)「コースとカリキュラムをデザインする」(実施委員)，
- ④ セッション(2)講義「外国からみた日本留学事情」(佐藤由利子：東京工業大学環境・社会理工学院准教授)，
- ⑤ セッション(3)「主任教員が行うべき“人材育成”とは」(実施委員)，
- ⑥ 講義「留学生の入国・在留について」(高竿正人：法務省入国管理局入国在留課補佐官)，
- ⑦ セッション(4)「日本語学校のプログラムを評価してみよう」(神吉宇一：武蔵野大学大学院准教授(実施委員))，
- ⑧ セッション(5)「日本語教育機関の質保証 自己点検評価・教育活動評価・第三者評価の必要性」(加藤早苗：インターカルト日本語学校代表)，
- ⑨ セッション(6)講義「日本語教育機関の組織マネジメント」(生山浩：株式会社アライアンス代表取締役)，
- ⑩ グループワーク「主任の仕事マップ作り」(実施委員)，
- ⑪ セッション(7)事例研究「こんなときどうする？」(実施委員)，
- ⑫ グループ討議「私のアクションプラン」(実施委員)，

各講義等の後は、全体会及びグループごとにその内容に基づく討議を行い、最終日に研修総括として一人ずつ発表(一分スピーチ)を行った。

研修終了後、各参加者は、アクションプランの計画・実施・評価等について研修レポートを提出し、研修実施委員会の評価を得て、修了証書が交付された。

この研修は、委員10名の研修実施委員会(沼田宏委員長：インターカルト日本語学校日本語教員養成研究所所長)によって企画、運営された。

| |
|-------------------------------|
| 8 留学生の修学，生活指導及び福利厚生についての支援 関係 |
|-------------------------------|

(1) 生活指導担当者研修の開催 関係

- ① 日本語教育機関の生活指導担当者の能力向上を図るため、平成14年度から毎年度生活指導担当者研修を東京で開催しているが、29年度から地方開催の試みとして福岡でも開催している。

本年度、福岡での研修内容は、特別講演①「日本語教育における日本語学校の位置付けと今後」(丸山茂樹：日振協理事，I. C. NAGOYA 校長)，特別講演②「日本語教育機関を巡る最近の情勢と在籍管理・生活指導の在り方」(小杉清子：福岡入国管理局入国・在留審査部門統括審査官)，特別講演③「ジャパン国際事件に始まる入国管理局の在留管理等に係る動きと告示基準による報告等について」(高山泰：日振協専務理事)，グループ討議「①新告示基準に対応した自己点検評価を検証する，②学生にどう将来像を描かせるか，③災害時どう対応するか，結核や感染症の予防や発生時の対応をどうするか」を行い、まとめとして全体会におい

て各グループの発表，意見交換等を行った。

この研修は，委員 7 名の専門委員会（谷一郎委員長：与野学院日本語学校校長）によって企画，運営された。

なお，本研修の概況については、『日本語教育振興協会ニュース』No.144 に掲載した。

- ② 日本語教育機関の生活指導担当者の能力向上を図るため，第 16 回目となる生活指導担当者研修を東京で開催した。

第 1 日目は，特別講演 1 「改正入管法，外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の概要について」（高竿正人：法務省入国管理局入国在留課補佐官），特別講演 2 「外国人材受入れの歴史と特定技能受入れに係る進路指導について」（高山泰：日振協専務理事）を行い，その後セッションⅠ「諸外国の外国人材への文化適応教育の概要と適応教育としての日本語学校の生活指導」，セッションⅡ「優先度は低いですが，学生に伝えておくべき必須項目は？」を行った。第 2 日目は，セッションⅢ「生活指導内容をどう定着させ，定着をどう測るか」を行い，全体会において各グループの報告と質疑応答等を行った。

この研修は，委員 7 名の専門委員会（谷一郎委員長：与野学院日本語学校校長）によって企画，運営された。

| | |
|----------------------------|----|
| 9 日本語の教育を受ける外国人の入国在留に関する助言 | 関係 |
|----------------------------|----|

(2) 申請取次者講習会の開催 関係

日本語教育機関における申請取次者として必要な知識の修得を図るため，第 13 回目となる申請取次者講習会を開催した。

〔東日本地区〕

東日本地区日本語教育機関の教職員を対象にした申請取次者講習会の講義題目及び講師は，次のとおりである。

講義 A：出入国管理の仕組み等について（東京入国管理局総務課 中山涉外調整官）

講義 B：入国審査と認定証明書交付申請について（同留学審査部門 宮武統括審査官）

講義 C：在留審査と申請取次について（同留学審査部門 森田統括審査官）

〔西日本地区〕

西日本地区日本語教育機関の教職員を対象にした申請取次者講習会の講義題目及び講師は，次のとおりである。

講義 A：出入国管理の仕組み等について（大阪入国管理局審査管理部門 柴野統括審査官）

講義 B：入国審査と認定証明書交付申請について（同留学・研修審査部門 山口統括審査官）

講義 C：在留審査と申請取次について（同留学・研修審査部門 山口統括審査官）

| | |
|-----------------|----|
| 10 維持会員活動に対する支援 | 関係 |
|-----------------|----|

(6) 日本語教育機関トップセミナーの開催 関係

日本語教育機関の設置代表者等を対象として，日本語教育機関の管理運営上の諸問題について情報交換するとともに協議を行い，日本語教育機関の充実を図るため，第 18 回目となる日本

語教育機関トップセミナーを開催した。

全体会のテーマを『「新たな外国人」受入れに日本語教育機関が果たすべき役割とは一将来の日本を支える日本語教育―』とし、第1日目の全体会Ⅰでは、池田俊一（(学)石川学園横浜デザイン学院 理事長）が司会を務め、次のとおり行われた。

- ① 実行委員会委員長からの趣旨説明（丸山茂樹：I. C. NAGOYA 校長）
- ② 挨拶・日本語教育機関をめぐる最近の動きと課題（佐藤次郎：日振協理事長）
- ③ 発題
 - 文化庁における日本語教育施策と日本語教育能力の判定に関する審議状況について（田中信子：文化庁国語課専門官）、
 - 留学生の現況と諸施策について（高竿正人：法務省入国管理局入国在留課補佐官）、
 - 世界の留学生交流事情と日本の課題（太田浩：一橋大学全学共通教育センター教授）、
 - 日本へのゲートウェイ（入口）としての日本語教育機関の重要性（是川夕：国立社会保障・人口問題研究所国際関係部第二室室長）、
 - 韓国とドイツにおける移民の社会統合を目指した言語教育から考える（松岡洋子：岩手大学教育推進機構教授）、
 - 介護業界団体が受け入れる外国人介護福祉士に求める日本語・実務能力等（光山誠：(公社)全国老人保健施設協会人材対策委員会人材対策部会部会長）

2日目は、3つの選択議題について4つの分科会に分かれて協議・情報交換が行われました。分科会の共通議題は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（日本語教育機関に関する事項）」とし、選択議題は「日本語教師の資格について」、「日本語教育の推進に関する法律案の附則の検討事項について」、「『技術・人文知識・国際業務』『特定技能』を望む新たな外国人に対して日本語教育機関は何ができるか（就職・就労支援）」の三つとした。

全体会Ⅱでは、井上靖夫（ジェット日本語学校校長）が司会を務め、各分科会から協議内容の報告及び意見交換が行われ、最後に丸山実行委員長が総括を行った。そして、後日、実行委員会は協議内容を踏まえて提言を取りまとめた（別紙参照）。

上記分科会の報告及び実行委員会がとりまとめた提言については、『日本語教育振興協会ニュース』No.145に掲載した。

このセミナーは、公募により実行委員会を組織（委員長：丸山茂樹 I. C. NAGOYA 校長）し、同委員会が中心となって内容及び進め方について企画した。

（別紙）

日本語教育振興協会第18回日本語教育機関トップセミナーからの提言

一般財団法人日本語教育振興協会(以下、日振協)が平成31年1月31日から2月1日にかけて開催した第18回日本語教育機関トップセミナーにおいて、『「新たな外国人」受入れに日本語教育機関が果たすべき役割とは 一将来の日本を支える日本語教育―』というテーマの下、「日本語教育の推進に関する法律案」や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日)等について、全国から参加した101の日本語教育機関の代表者が議論を重ね、総意として以下の提言をとりまとめました。

提言1 日本語教育推進議員連盟の「日本語教育の推進に関する法律案」の早期成立を図り、成立後には日本語教育機関を教育機関として法的に位置づけることによって、国により質の高い日本語教育が早急に担保されるようにすべきと考えます。

提言2 告示抹消基準に日本語能力に係る試験の合格率を導入することのみで日本語教育機関の質的担保がなされるのではなく、日振協の教育活動評価など第三者評価制度の活用等による総合的な判定をすることを考慮すべきと考えます。

提言3 第三者評価によって適正に運営がなされている日本語教育機関については、厳格な規制(注1)の対象から外し、外国人材を受入れる企業や監理団体、外国人住民を受入れる地方自治体などが積極的に活用できるような仕組みの構築を促進すべきと考えます。

以下にこの提言をまとめた経緯にふれます。

私たち日振協維持会員校は、平成元年の日振協設立以来、日本語教育に係る資格(注2)を備えた教職員を擁する国内最大の専門家集団として、日本語教育機関の質的向上に実績を積んできました。

平成29年7月現在、日振協の実態調査(回答数256校)によると、会員校等には1,712名の常勤教師と3,922名の非常勤教師が在職しています。また各校においては、法務省申請取次者(注3)として専門的な知識を有する常勤事務職員が、外国人の入国在留業務に多数従事しています。

私たちはこれまで、主にアジアからの留学生に対し、大学等への進学予備教育を集中的に行い、留学生10万人計画(平成15年達成)に続く留学生30万人計画にも大きく寄与してきました。日振協の会員校に在籍する留学生数は平成29年7月現在約5万人ですが、毎年修了者の75%以上が、日本の大学や大学院、専門学校に進学しています。近年では、すでに海外の大学・大学院を卒業した外国人留学生に対し、日本語教育機関が就職支援を行って、グローバル人材として日本社会へ送り出す例も増えてきています。「技術・人文知識・国際業務」等の就労ビザに在留資格を変更する日本語教育機関の留学生数は平成28年度修了生の5.5%を占めています。日本語教育は進学のためだけではないという観点から、日振協では平成27年度からビジネス日本語プログラムの登録事業も行ってきました。

また、日振協の会員校は、このような進学予備教育、就職支援だけでなく、外国人留学生が日本社会に適応し、共生するための支援も行ってきました。日本社会の規則や習慣を授業の内外で学んでもらい、関係機関と協力・連携を図りながら、不法滞在等の防止にも努めてきました。

さらに、私たちは日本語教育のいっそうの質的向上を図るため、日振協が実施する第三者評価(注4)や各種研修事業(注5)への参加を推進して行きます。

次年度より本格化する新たな外国人材の受入れにあたり、私たち日振協の維持会員校は30年間余の経験から培われた知見を活かし日本語教育のみならず、日本で就労する外国人に対する生活適応支援などにおいても、日本社会に貢献することができます。

私たちは外国人のための教育機関であることを自覚し、その責任を果たしてゆきたいと考え、第18回日本語教育機関トップセミナー参加校一同、ここに提言を公表いたします。

平成31年2月8日

(一財)日本語教育振興協会
第18回日本語教育機関トップセミナー
実行委員長 丸山 茂樹

(注1) 厳格な規制

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の14～15ページ、「②日本語教育機関の質の向上・適正な管理」のための「具体的施策」は以下のように記されている。

○ 留学生を受け入れることができる日本語教育機関を法務大臣が指定する告示である留学告示からの抹消の基準について、従前から告示基準に存在する抹消の基準である全生徒の出席率、全生徒に占める不法残留者等の割合等の基準を厳格化するとともに、新たな抹消の基準として、留学生の日本語能力に係る試験の合格率等による厳格な数値基準を導入する。〔法務省、文部科学省〕《施策番号 56》

○ 現状では、日本語教育機関は、留学告示に定められた後は、地方入国管理局から求められた場合等に限って告示基準への適合性等について点検・報告することとされるにとどまっているところ、法務省は速やかに告示基準を改正し、告示された時点での日本語教育機関の計画を踏まえ、告示基準適合性に係る定期的な点検及び地方入国管理局に対する報告を日本語教育機関に義務付ける。法務省は、引き続き告示しておくことが適当でないとは判断した場合は、必要な指導を行い、なおも改善がみられない場合等において、告示から抹消することとする。法務省は、必要に応じ、文部科学省と協議した上で日本語教育機関に対する指導を行う。〔法務省、文部科学省〕《施策番号 57》

○ 教育の質の確保及び留学生の在籍管理の徹底のため、平成 31 年 3 月を目途に告示基準を改正し、日本語教育機関に対し、留学生の日本語能力に係る試験の結果等の地方入国管理局に対する報告及び公表を義務付ける。あわせて、在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請の際の提出資料の見直しを図ることにより地方入国管理局における審査を厳格化するほか、地方入国管理局における日本語教育機関の適正性判断に係る選定基準を見直す。〔法務省、文部科学省〕《施策番号 58》

(注2) 日本語教育に係る資格

現行の日本語教育機関の告示基準における教員要件

- 1 大学又は大学院において日本語教師養成課程修了
- 2 学士の学位を有し、民間教育機関等の420単位時間日本語教師養成研修修了
- 3 大学又は大学院で、日本語教育の科目26単位修得し、大学・大学院を卒業・修了
- 4 日本語教育能力検定試験合格
- 5 1～4と同等以上の能力があると認められる者

(注3) 法務省申請取次者

地方入国管理局における申請窓口の混雑緩和と申請人の負担軽減を図ることを目的として、外国人の入国・在留手続について一定の知識を有すると認められる者で、かつ、申請人のために申請書等の提出等を行うことを地方入国管理局長から認められた者。

(注4) 日振協が実施する第三者評価

日本語教育振興協会では、日本語教育機関質保証システムとして、次の二つの事業を実施。

1 教育活動評価事業（平成29年度創設 20機関認定済）

日本語教育機関の更なる教育活動の質的水準の向上を目指し、「日本語教育機関教育活動評価基準」（教育活動の運営に必要と考えられる項目【大項目：10 小項目：32】）に沿って、自己点検・評価を行い、その結果について評価の専門家による書類審査と実地審査を経て、当該基準の達成度を総合的に評価。

2 第三者評価事業（平成27年度創設 4機関認定済）

日本語教育機関の更なる質的水準の向上を目指し、「日本語教育機関第三者評価基準」（日本語教育機関のための自己点検・評価項目【大項目：15 小項目：100】）に沿って、自己点検・評価を行い、その結果について評価の専門家による書類審査と実地審査を経て、当該基準の達成状況等の評価。

(注5) 各種研修事業

日本語教育振興協会では、日本語教育機関の経営者、教員、事務職員を対象に以下の研修事業を実施。

- ① 日本語学校教育研究大会
- ② 日本語教育機関トップセミナー
- ③ 主任教員研修
- ④ 生活指導担当者研修
- ⑤ 日本語教育機関事務統括職員研修会
- ⑥ 申請取次者講習会

（2019年度は、文化庁委託の初任教員研修、主任教員研修を実施予定）

（この「事業報告」中：敬称略）
（以 上）